

マイナンバーカードを使って 自宅からスマホで確定申告ができます



確定申告は、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。ぜひご利用ください。

●マイナンバーカードを使った確定申告のメリット

- ・マイナンバーカードとスマホがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます
- ・画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます
- ・過去の申告データを利用できます

- ・令和4年分から、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面から行えます
- ・還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます
- ・チャットボットや電話で相談ができます
- ・スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力されます
- ・マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます

★本庄税務署 ☎22-2 1 1 1



動画で見る
確定申告



確定申告書等
作成コーナー



マイナポータル
連携特設ページ

マイナンバーカードつくりませんか



マイナポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末までです。この機会にぜひ取得しましょう。マイナンバーカードは公的な身分証明書となるほか、住民票の写しなどのコンビニ交付、健康保険証としての利用も始まっています。

▶マイナンバーカードでコンビニ交付

コンビニ交付では窓口より安く、各種証明書を取得できます。ぜひご利用ください。

コンビニ交付の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書、納税証明書

費用 150円（窓口では200円）

▶QRコードでオンライン申請

マイナンバーカードをまだお持ちでない75歳未満の方に、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次発送されています。

QRコードから申請ページにアクセスすることで簡単に交付申請ができます。

▶土・日曜日に申請をサポート

次のとおり、土・日曜日に申請サポートを実施します。写真撮影から申請までサポートします。

◎アスパアこだま会場

日時 12月3日(土) 午前8時30分～正午

◎市役所会場

日時 12月11日(日) 午前8時30分～正午

《両会場共通》

用意 マイナンバーカード交付申請書（お持ちの方）

★市民課 ☎25-1 2 4 6

支所市民福祉課 ☎72-1 3 3 3

※QRコード®は(株)デンソーウェブの登録商標です。

確定申告に関するお知らせ

確定申告で使う利用者識別番号の 事前取得にご協力ください



市で行う申告相談会場で確定申告する際には、利用者識別番号が必要です。なお、市民税・県民税申告の場合や、すでに税務署や昨年の申告相談で番号を取得済みの方は不要です。

申告相談会場での利用者識別番号の取得も可能ですが、混雑緩和のため、事前の取得にご協力をお願いします。

●事前取得方法

令和5年2月10日(金)までに課税課（市役所1階）へ

●用意

本人確認書類

●注意

自宅でe-Taxを利用する場合は、利用者識別番号及びマイナンバーカードまたは税務署で発行したID及びパスワードが必要です。

★課税課 ☎25-1 1 2 3

要介護認定者の「障害者控除対象者認定書」交付申請を受け付けます

65歳以上の要介護2から要介護5の方を対象に、確定申告のための障害者控除対象者認定書を交付します。

●対象 初めて障害者控除対象者認定書の交付を受ける方

●用意 介護保険被保険者証

●申請 令和5年1月4日(水)から本人または代理人が介護保険課（市役所1階）または支所市民福祉課（アスパアこだま1階）へ

※すでに申請済みの方については、令和4年分確定申告用の認定書を令和5年1月下旬に郵送しますので、申請は不要です。

★介護保険課 ☎25-1 7 1 9

